

- 2 総会シーズンに備えて
- 3 インバウンド回復へ
- 4 母の日グルメ祭り(白金)



江東区の亀戸五百多。今年も藤の花の盛りが、4年ぶりに「亀戸下町こいのぼり祭り」を4月29日から5月7日まで開催した。今年で26回を数える地域の名物イベントで、東西660mの通りの頭に色鮮やかな大小約2000個のこいのぼりが泳ぐさまが壮観(写真)。

各市区振連・区市商連会員様

お願い

商店街(会)の新聞送付先の変更(理事長・会長の交代など)があった場合は下記までご一報ください

東京都商店街振興組合連合会 広報課
 Fax: 03-3542-0236 または
 Mail: news@toshinren.or.jp

「それでも祭りを開催すると告知したら、喜ぶ声がたくさん届いた。こちらの想像以上に皆が待っていたんだと実感した」とうれし

**藤祭りも開催
 頭上を250匹泳ぐ
 4年ぶりの亀戸名物**

藤祭りも開催

5月31日まで

都、昨年の倍40件採択へ

デジタル化を強化

東京都は「商店街デジタル化推進事業」の実施する会員店舗向けに強化に向けて、2023年度予算での補助を受けた商店街を募集している。

デジタル技術を活用して集客や利便性向上、販売促進につなげようとの狙いで、各商店街の課題や特性に合わせて技術を導入できるような、専門家によるコーディネートにかかる費用から導入後のサポートまで補助する。

対象事業は、商店街が一体的にキャッシュレス決済を導入する取組みや、アプリ開発、商店街ECサイトの構築等で商店街の活性化を図る取組。

客向けに限らず、会員への情報伝達などデジタル化で商店街事務を効率化するケースにも対応する。

対象経費は、導入計画の策定やシステム構築への助言などを専門家に依頼した際の謝金・委託料をはじめ、機器の購入費、導入後にシナリオ作成などを行う研修会開催などのサポート経費、デジタル化に取り組んでいることへの広報・PR経費も含まれる。

事業は、2021年度のモデル事業で6件採択してから年々規模を拡大。23年度は昨年度から倍増し、40件を採択する予定だ。

応募できるのは都内の商店街、商店街連合会など。補助率は10分の9以内で、補助限度額は100万円。

過去の取組事例として、六本木商店街振興組合、街路灯にデジタルサイネージを組み込み、街の混雑状況案内やデジタルクーポンを表示し、店舗への誘導・回遊性の向上を図ったもの(21年度)、目黒区商店街連合会、スタンプラリーや個店の電子クーポン発行も見込んで開発したスマホアプリ「めぐる」(22年度)などがある。

申請は5月31日までで、郵送か国の電子申請システム「J-Grants」で行う。審査当(2023年5月31日)後、7月中旬以降に採択の予定。

問い合わせは都産業労働局の商店街振興担当から。

**6月1日から
 環境、再エネに注力
 課題対応へ商店街募る**

東京都は2023年度も政策課題対応型商店街事業を実施する。補助を受けた商店街からの申請受付が6月1日に始まる。

政策課題対応型事業は、東京の行政課題の解決につながるような商店街の取組を都が支援するもの。

「環境」「防災・防犯」「福祉」「物流」「国際化対応」「買物弱者支援対策」「再生可能エネルギー・省エネルギー推進」の7テーマがある(表)。

1つの照明をLEDに交換したりする取組は「環境」で対応。既存LEDランプの交換については、消費電力を削減し、省エネ効果がある。また、LED照明のLED交換は、消費電力を削減し、省エネ効果がある。

「買物弱者支援対策」は、買物弱者の移動販売や宅配サービス、送迎サービス、移動販売などを導入する。このほか、「買物弱者支援対策」は、買物弱者の移動販売や宅配サービス、送迎サービス、移動販売などを導入する。

「再生可能エネルギー・省エネルギー推進」は、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策の導入を支援する。

「国際化対応」は、外国人観光客のための施設・設備の設置を支援する。

「環境」は、LED照明のLED交換や省エネ対策の導入を支援する。

「防災・防犯」は、街路灯の撤去やアーケードの撤去を支援する。

「福祉」は、バリアフリートイレの設置や障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修を支援する。

「物流」は、共同荷捌きスペース・付帯設備の設置を支援する。

「買物弱者支援対策」は、買物弱者の移動販売や宅配サービス、送迎サービスを支援する。

「再生可能エネルギー・省エネルギー推進」は、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策の導入を支援する。

「国際化対応」は、外国人観光客のための施設・設備の設置を支援する。

「環境」は、LED照明のLED交換や省エネ対策の導入を支援する。

「防災・防犯」は、街路灯の撤去やアーケードの撤去を支援する。

「福祉」は、バリアフリートイレの設置や障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修を支援する。

「物流」は、共同荷捌きスペース・付帯設備の設置を支援する。

「買物弱者支援対策」は、買物弱者の移動販売や宅配サービス、送迎サービスを支援する。

「再生可能エネルギー・省エネルギー推進」は、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策の導入を支援する。

総会を開きます

◆東京都商店街振興組合連合会 第56回総会

- 日時 2023年5月31日(水) 午後1時 開始
- 場所 東京都中小企業会館 9F
- 議題
 - 第1号議案 2022年度事業報告・決算報告
 - 第2号議案 2023年度事業計画・収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件
 - 第3号議案 2023年度借入金残高の最高限度額決定の件
 - 第4号議案 役員報酬決定の件
 - 第5号議案 定款一部変更および規約設定の件
 - 第6号議案 字句一部修正委任の件
 - 第7号議案 役員改選の件
 - 第8号議案 その他

◆東京都商店街連合会 第72回総会

- 日時 2023年5月31日(水) 午後2時 開始
- 場所 東京都中小企業会館 9F
- 議題
 - 第1号議案 2022年度事業報告・決算報告
 - 第2号議案 2023年度事業計画・収支予算決定の件
 - 第3号議案 役員改選の件
 - 第4号議案 その他

魅力ある街づくりのためには
“振興組合化”から!

振興組合設立のためには?

振興組合を設立するためには、発起人が**7人以上**おり、次の3つの要件を満たすことが必要です

- 小売商業、サービス業を営む者が**30人以上**近接して商店街を形成していること
- 他の商店街振興組合の地区と重複しないこと
- その地区内の**組合員有資格者の2/3以上が組合員となり、かつ、総組合員の1/2以上が小売商業またはサービス業**であること

振興組合設立のメリットは?

- 人的なまとまりが強くなり組織力が強化されます
- 組合運営および会計が明確化され新規加入促進につながります
- 法律に基づく法人であるため、社会的な信用が高まります
- 国や都、区市など行政の助成金や施策が活用できます

詳しくは 東京都商店街振興組合連合会 組織課へお問い合わせください TEL:03(3542)0231